

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）案（中間案）」に対する意見募集結果及び本委員会の考え方（案）【概要版】

1 意見募集期間 令和4年1月31日（月）～令和4年3月1日（火）

2 意見募集の結果 意見提出件数：147件（意見提出者数：61名）

3 意見の要旨及び本委員会の考え方（案） 下記のとおり

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例で多くの差別が解消されることを願う</li> <li>・三重県において不当な差別などが今もなお存在している</li> <li>・全体的にわかりやすい文言である</li> <li>・ハンセン病問題等に取り組んできた経験に鑑みて、本条例の意義は大きい</li> <li>・不当な差別の加害者への直接的な働きかけが期待できる</li> <li>・あらゆる人の人権が保障される社会の実現に向けた大きな一步である</li> <li>・あらゆる差別事象を許さない姿勢が明示されている</li> </ul> <p>などとして、本条例の制定について、賛成、期待、評価、歓迎その他これに類似する意見を表明する。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：17件〕</p>	<p>本条例の制定について、賛成等の御意見、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
2	全般	本条例が不当な差別の解消等に向けた実効性のあるものとなることを求める。	不当な差別等の解消に向けて実効性のある条例となるよう、本条例には、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」には盛り込まれていなかった「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」（第3章）や「不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」（第4章）などを規定することとしています。 本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
3	全般	広く県民に対して、本条例の周知を積極的に行うべきである。	本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）に基づき行われることになると考えますが、議会としても周知に努めてまいります。
4	全般	差別を禁止する法や、差別行為に対して罰則を与える条例を今後策定していく必要がある。 〔同趣旨の意見：2件〕	今後の条例等の在り方についての御意見は、委員間で共有いたします。
5	全般	将来、今考えられないような差別事象が発生する可能性があり、それらに柔軟に対応できるよう、将来の条例の見直しや、県民の声を適宜反映できるような仕組みが具体的に盛り込まれることを望む。	将来的な条例の見直しについては、附則第6項として検討条項を設け、本条例施行後おおむね4年ごとに条例の規定の検討を行うこととしています。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
6	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の人権を優先し、日本人を後回しにしている</li> <li>・本邦外出身者だけを対象として本邦出身者（日本人）を差別するものになっている</li> <li>・日本人の言論を弾圧しようとしている</li> <li>・差別解消を図る目的なら条例制定は逆効果である</li> <li>・例外なく全ての県民を差別から守る条例を制定するべき</li> <li>・くだらないことに労力を使わず、三重県内の貧困家庭を経済的格差から救済することに尽力るべき</li> </ul> <p>などとして、本条例の制定について、反対その他これに類似する意見を表明する。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：5件〕</p>	<p>本委員会としては、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査を踏まえ、既存の県の人権施策には課題があり、現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題がなくなっていない状況があることを認識したことから、その解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による本条例の制定が必要であると考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、本条例は、全ての県民等を対象として、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものであり、日本人の言論を弾圧するようなものではありません。また、貧困についても、本条例により解消を推進する人権問題に含まれます。</p>
7	全般	条例の趣旨や目的は理解できるが、恣意的な運用や拡大解釈などにより憲法で保障された言論の自由が脅かされる事だけは絶対にあってはならず、そこは条例に慎重な立場である。それが懸念される。	本条例の適用に当たって、日本国憲法の保障する表現の自由などの基本的人権を不当に侵害しないことは当然のことであり、その点は本委員会でも度々確認しています。また、恣意的な運用や拡大解釈につながらないよう、本委員会として条例の解釈・運用に当たっての逐条解説を示すこととしています。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
8	全般	想定される差別事案の具体例や想定対応事例の紹介を別途盛り込んではどうか（特に散見される事案や見落とされがちな事案について）。	<p>御意見を踏まえ、第2条（定義）の【解説】6（「不当な差別」についての解説）の1段落目に、「具体的には、①正当な理由なく、特定の人種等の属性を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって場所・時間帯などを制限したり、当該人種等の属性を持たない者に対しては付さない条件を付けたりすることや、②特定の人種等の属性を持つ者に対して、人種等の属性を理由として、その生命などに危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したり、地域社会から排除することを煽動したりすることなどが想定されます。」と追記します。</p> <p>なお、「第3章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」に係る想定対応事例については、実際の同様のケースでの対応に予断を与えることも考えられるため、逐条解説に盛り込むことは差し控えたいと考えますので、御理解をお願いします。</p>
9	全般	川崎市の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」で定められたように、条例の実効性を担保するため、命令の規定を定めたうえ、命令に反した場合の罰則を定めるべきである。	<p>行政処分としての命令などの規制的措置や罰則を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
10	全般	<p>条例の中に、一人一人が主体的に行動することの重要性について書かれていない。</p> <p style="text-align: right;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>一人一人が主体的に行動することの重要性については、前文の第5段落において、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない」と述べているとともに、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）のそれぞれ第3項で「不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努める」ことを規定しています。</p>
11	全般	<p>条例の中に、傍観は差別を容認することにつながる危険性があることについて触れられていない。</p>	<p>傍観が不当な差別を容認することにつながる危険性があることについては、第6条（県民の責務）の【趣旨】及び第7条（事業者の責務）の【趣旨】における「不当な差別などの人権問題に対して傍観することなく」の前に「不当な差別などに対する傍観はそれらを容認することにつながることから、」と追記します。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
12	全般	<p>同和対策審議会答申では「同和問題は放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされた。しかし、同和対策に関する法律が2002年に失効してからは、同和行政や同和教育が人権行政、人権教育に置き換わり、人権課題全般として扱われ、部落差別解消が薄まつたように感じていた。しかし、同対審答申のもつ意味は有効であると信じていた。</p> <p>包括的差別の解消をねらうとされている今回の条例改正は、2002年の法失効後の同和行政・同和教育の取組の弱さにつながったことと重なることが危惧される。</p> <p>2016年に「部落差別解消推進法」が施行された。「部落差別解消推進法」には、具体的な事例はない。だからこそ自治体レベルでの丁寧な条例が必要ではないか。</p> <p>包括的ということで、部落差別の問題を薄めないでほしい。部落差別解消に関する条例を整え、それぞれの条例について都度振り返りながら包括的な条例に取り組んでほしいと思う。</p>	<p>本条例は、部落差別を含むあらゆる不当な差別などの人権問題の解消の推進を目的としています。</p> <p>なお、本条例においては、「不当な差別」の理由となり得る「人種等の属性」の定義（第2条第1号）の中で、その例示として「被差別部落の出身であること」を明記しています。</p> <p>部落差別の解消に関する条例を制定すべきとの御意見については、委員間で共有いたします。</p>
13	条例の題名	<p><u>「共に差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」</u></p> <p>差別の解消は、被差別者本人のみならず行政並びに周囲や地域など社会全体で解消に取り組む課題であると共に、差別をした側の人間もその解消（自身の反省や学びなど）に向けて、取り組む事が重要である。</p> <p>何よりも被差別者への周囲の関わり、励まし、見守りなど傍観者を作らないとの期待を込めて、”共に”解消を目指す意味を題名に反映してはどうか。</p>	御意見も踏まえ、条例の題名について改めて委員間討議を行います。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
14	前文	<p>2行目  「いかなる事由による不当な差別<u>をも</u>受けることなく…」は、  「を」か「も」のいずれかだけでよいのではないか。世界人権宣言では、「をも」の前に属性等のいくつかの事例がありそれをうけての「をも」だからである。</p>	御意見を踏まえ、前文第1段落中の「いかなる事由による不当な差別 <u>をも</u> 受けることなく」を「いかなる事由による不当な差別も受けることなく」に修正します。
15	前文	<p>前文の内容について評価する。  <b>[同趣旨の意見：3件]</b></p>	前文の内容について評価いただき、ありがとうございます。
16	前文	<p>「また、これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じております、社会として解決していくことが必要である。」  人権問題は、すべて社会構造の中で生じている。多くは、とすると、個人的な問題として片づけてしまい、解決につながらない。全ての個人的なことは、社会的なことであり、政治的なことであると考えるべきだ。</p>	不当な差別などの人権問題については、その多くが社会構造の中で生じていると認識していますが、一方で人権侵害行為を行った者等の個人的な責任が大きいケースもあると考えられるため、このような表現としていますので、御理解をお願いします。
17	前文	<p>前文に、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、…(略)…人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならぬ」とある。  生徒と差別の構造について話すとき、差別は「する側」と「される側」と分けてしまうと「傍観者」の立場が生まれてしまうため、「する側」と「なくそうとする側」に分けるべきと伝えている。前文の「当事者」という観点に、「なくそうとする側」という観点が必要であり、そういう意味で「一人一人が自分のこととして考え、行動することが重要であるといった視点」を追記すべきである。そこで、遂条に「当事者」とは何かを丁寧に書くべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p><b>「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下」</b>  これは、私たち一人一人が、様々な不当な差別などの人権問題について、傍観するのではなく、自分のことであると捉えて、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むことが必要であるという認識に立つということを表しています。このことについては、「県民の責務」及び「事業者の責務」において規定として具体化しています（第5条第3項・第6条第3項参照）。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
18	前文	<p>最後の段落 「…人権侵害行為を許さないと改めて宣言するとともに…」</p> <p>「改めて」というところに、これまで以上のという固い決意を感じるが、「…人権侵害行為を許さないことをみんなの(県民や行政等の)共通認識とするとともに宣言し…」などの方が、みんなで「許さない」ことをここで確認している印象になるのではないか。</p>	御意見を踏まえ、前文第6段落中の「あらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さない」の前に「社会全体の共通認識として」を追記します。
19	前文	<p>【解説】5について</p> <p>「人権侵害行為には該当しない人権問題に社会的な責任を負う者として、方針決定の場への参画を独占している男性などを想定…」とあるが、一男性はこの解説を読んで、マジョリティ特権を自分が有すると確認するよりも、社会的な構造上その特権を背負わされていることに困惑するのではないかと想像する。ここは、「人権侵害行為には該当しない人権問題に、社会的な責任を負う者をつくりだす社会構造の一例として、…」などをつけ加えて記述する方が、適切だったのではないか。</p>	御意見を踏まえ、【解説】5における「方針決定の場への参画を独占している男性」の前に「社会構造を背景として」を追記します。
20	第1条（目的）	「…及び県の責務等を明らかに…」を「及び県等の責務を明らかに」ではどうか。	「県の責務等」には、「県の責務」、「県民の責務」などの関係主体の責務だけでなく、「県と市町との協働」も含まれており、原案どおりとしたいと考えますので、御理解をお願いします。
21	第2条（定義）	「人種等の属性」「不当な差別」「人権侵害行為」「人権問題」の定義はこれを維持すべきである。	定義規定については、パブリックコメント意見等を踏まえた文言の一部修正はあり得ますが、基本的枠組みは条例案中間案を維持したいと考えています。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
22	第2条（定義）	<p>「人種、皮膚の色、国籍、民族」について、本邦出身者も保護対象である旨を、知事より県民に対し明言頂きたい。</p> <p>本条例の内容は、現在、各自治体で制定済・制定中のいわゆるヘイトスピーチ条例と内容が酷似しており、県民の混乱・反発を招く可能性がある。ゆえに県として、本条例はヘイト条例とは違い全ての県民を守るものであることを証明しておいた方が、運用上もスムーズであると考える。</p>	<p>不当な差別の理由となり得る「人種等の属性」の例示として、「人種、皮膚の色、国籍、民族」を挙げていますが、これらには「日本国籍を保有していること」や「日本列島に古来より在住してきた民族」等も含まれます。</p> <p>また、本条例は、全ての県民等を対象として、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものです。</p>
23	第2条（定義）	<p>「政治的意見その他の意見」について、これは人種等の属性に該当しないと思われる所以削除していただきたい。</p> <p>また、政治的意見について制限することは違憲である。</p>	<p>「政治的意見その他の意見」については、「世界人権宣言」や「自由権規約」等の人権に関する諸条約において、差別の事由として挙げられているものです。また、日本国憲法第14条第1項で差別の事由として挙げられている「信条」とも重なり合うものです。したがって、不当な差別の理由となり得る「人種等の属性」の例示として規定することに問題はないものと考えます。</p> <p>なお、本条例は、「政治的意見」を含む「人種等の属性」を理由とする「不当な差別」について、基本理念としての禁止を定めたり、紛争解決の仕組みを設けたりするものであり、政治的意見について制限するものではありません。</p>
24	第2条（定義）	「一 人種等の特性」の中で、「政治的意見」とあるが、政治的意見とは事案ごとの立場や主張等によって変容するものであり、他に記載されている属性とは一線を画すもののように感じるが、どのような理由や経過から含められたのか。	「政治的意見その他の意見」については、「世界人権宣言」や「自由権規約」等の人権に関する諸条約において、差別の事由として挙げられており、また、日本国憲法第14条第1項で差別の事由として挙げられている「信条」とも重なり合うものであることを踏まえ、「人種等の属性」の例示として挙げています。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
25	第2条（定義）	<p>「被差別部落の出身であること」について、これは「社会的身分」とは別に明示するとの説明があるが、それはやめて「社会的身分」に含めていただきたい。</p> <p>部落差別を明文化することは、差別の固定化・永久化となり、本条例の理念に反する。また、同和利権問題の解決を阻むことが危惧される。この件は「部落差別の解消の推進に関する法律」の附帯決議にも明記されている。</p>	<p>「被差別部落の出身であること」を「人種等の属性」の例示として規定するかどうかについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、部落差別の歴史的な深刻性や県民に対するわかりやすさという観点から、「社会的身分」とは別に明示するという結論に達したものですので、御理解をお願します。</p> <p>なお、「部落差別」については、「部落差別の解消の推進に関する法律」にも明記されています。</p>
26	第2条（定義）	<p>第1号関係の【解説】5（「被差別部落の出身であること」）について</p> <p>被差別部落内に存在する施設（隣保館・寺院・学校等）に在中或いは勤務している人々に対する差別も有る。</p> <p>被差別部落のみならず、もっと大きく見て関わるものにまで差別の対象となっている事を踏まえて定義したほうがいい。</p>	<p>「被差別部落に立地する学校、企業等に在学、通勤等をしていること」も、【解説】5（「被差別部落の出身であること」）における「被差別部落に在住していること」や「祖先が被差別部落出身であったこと」など」の「など」に含まれ、「人種等の属性」となり得るものだと考えています。</p>
27	第2条（定義）	<p>「不当な差別」について、立法事実となる過去の三重県における具体事例を全てご提示いただき、それを以て禁止要件として定義付けていただきたい。</p> <p>本条例案における差別の定義は、国際条約や地方自治体の条例などを参考にするとの説明に留まっており、非常に曖昧である。このような恣意的運用のリスクのある条例は、県民の不安を煽る要因となる。禁止規定を設けるのであれば、予め、具体的な要件を提示する必要があると考える。</p>	<p>本委員会では、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査により、新型コロナウイルス感染症への感染や被差別部落の出身であること、外国人であること等を理由とするインターネット上への差別的書き込みや、被差別部落の出身であることを理由とする差別落書きや結婚差別、女性であることを理由とする教育や就労における差別などの「不当な差別」の実態を立法事実として認識したことから、それらの解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による本条例の制定が必要であると判断したものです。</p> <p>本条例における「不当な差別」の定義は、我が国においても有効で、複数の裁判例でも参照されている「人種差別撤廃条約」の「人種差別」の定義などを参考にしたものであり、恣意的な運用につながる不明確な定義ではないと考えています。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
28	第2条（定義）	「不当な差別」との点について、誤解を与える恐れがある。すなわち、差別は、どのような場合であっても、不当である。正当な差別は、存在しない。それゆえ、「不当な差別」という表現は、誤解を与える危険があり、表現について再度検討をした方が良い。	人権に関する法律や他県等の条例で「不当な差別」や「不当な差別的取扱い」等を用いている例が多いことや、従来の憲法学の通説や判例では「差別」を価値中立的に用いており「合理的差別」という概念が用いられる場合もあることから、本条例では単に「差別」とするのではなく「不当な差別」という用語を用いることとしていますので、御理解をお願いします。
29	第2条（定義）	第2号関係の【解説】6（「不当な差別」）2段落目 複合差別の例として、「マイノリティ女性」を入れる →（「マイノリティ女性」など、いわゆる複合差別）	御意見を踏まえ、【解説】6において、「複合差別」の例として、「障がいのある女性や外国籍の女性に対する差別」を追記します。
30	第2条（定義）	不当な差別その他の人権侵害行為の定義が曖昧  障がい者差別解消法（条例）、ヘイトスピーチ解消法（条例）、部落差別解消推進法（一部）は国において、何がいわゆる差別事案にあたるかが実質明示されていると思う。しかし、その他は、解説にあるような、法令の規定、裁判例等では不十分だと思う。とても第一線の相談員が対応できるとは思えない。三重県で規定できるのか。  今回の条例案（第3章の部分）は、準司法的な手法により、現実に起こっている侵害を停止させたり、再発を防止するといった直接県民の権利や利益に影響を及ぼす可能性がある（加害者への関与等）救済・規制的なものと思われる所以、解説、規則等ではなく、議決を必要とする条例本文に人権侵害行為の定義を具体的に明示する必要があるのではないか。	本条例における「不当な差別」の定義は、我が国においても有効で、複数の裁判例でも参照されている「人種差別撤廃条約」の「人種差別」の定義などを参考にしたものであり、曖昧な定義ではないと考えています。また、本条例における「人権侵害行為」の定義も、障害者基本法などの人権に関する法律の規定などを参考にしたものであり、曖昧な定義ではないと考えています。  なお、本条例は、罰則や氏名の公表を含む規制的措置は定めておらず、第3章の規定内容も対話に基づく行政指導を中心とした仕組みであり、直接県民の権利利益に影響を及ぼすものではありません。
31	第2条（定義）	第2号では「人権」が用いられる一方、第3号では「権利利益」が用いられているが、「不当な差別」は「人権侵害行為」の一類型と位置付けられていることにも鑑み、どちらかに用語を統一したほうがよいのではないか。	御意見を踏まえ、第2号中の「人権」を「権利利益」に修正します。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
32	第2条（定義）	<p>【解説】7（「人権侵害行為」）について</p> <p>周りの人が声をかけあい、ヤングケアラーへのサポート体制をより充実させるためにも、例示のなかに【ヤングケアラー】という言葉を追記すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】10（「人権問題」）において、「人権に関する社会的な問題」の例示として「ヤングケアラーの問題」を追記します。なお、ヤングケアラーの問題は、行為者が存在する「人権侵害行為」というよりは、「人権問題」として位置付けることが適切と考えます。</p>
33	第2条（定義）	<p>第2号・第3号関係の【解説】9について</p> <p>今回の中間案の集団や不特定多数の者を対象とする差別的言動等についての解説の考え方について賛成をしたい。差別を受けるのは個人だけではなく、集団や不特定多数の人々の人権が侵害される。こうした被害が認定され、救済がされるべきだと思う。</p>	<p>本条の考え方について賛成の御意見、ありがとうございます。</p>
34	第3条（基本理念）	<p>「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること」が基本理念のなかでも上位にあげられていることは、とても大切なことだと考える。人権侵害行為を行った者が、どの点においてその行為が誤ったものであるのかを振り返るためにには、対話が必要である。逐条に「対話」についての丁寧な説明を追記していただくようお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、第3条第2号関係の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p><b>「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要である」</b></p> <p>これは、不当な差別などの人権問題の解消に当たっては、不当な差別などを行った者が不当な差別などが許されないものであることをはじめとする人権尊重について真に理解することを促すためにも、まずは強制的な手段を用いるのではなく、建設的な対話による相互理解を通じて対応することを基本とすべきということ、また、不当な差別などの人権問題の当事者から相談等があった場合には、その者と丁寧に対話し、その者に寄り添った対応を行うことが大切であることを基本理念として示したものです。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
35	第3条（基本理念）	第3条第3号関係の【解説】2について 「公立高校の男女別定員制」は三重県には既にないので、他の例のほうがよいのではないか。 〔同趣旨の意見：2件〕	「公立高校の男女別定員制」は、確かに現在、三重県では採用されていませんが、性別による差別の解消に当たって障壁となるような社会における制度の分かりやすい事例であると考えられるため挙げておりますので、御理解をお願いします。
36	第3条（基本理念）	第3条第3号関係の【解説】2について 「女性職員がお茶くみ」より「男性の育児休業取得が進まない」ことや「意思決定の場への女性の参画が進まない」ことなどの三重県の課題をここに挙げてはどうか。	御意見を踏まえ、【解説】2における「女性職員がお茶くみを行う」を「男性の育児休業取得に消極的である」に修正します。
37	第3条（基本理念）	第5号について 「人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し～社会として促進すること」とあるが、第20条にあるように、人権侵害行為を受けた者に対する支援については記載があるものの、人権侵害行為を行った者等に対する支援については言及されていない。いわゆる加害者側への心のケア等、県がおこなう支援体制について新たに項を起こして記載すべきである。 〔同趣旨の意見：2件〕	本条第5号の「人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者の心情等を理解することを社会として促進する」という基本理念は、「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要」という基本理念（本条第2号）とも相まって、人権侵害行為を行った者等の心の問題への対応といった観点も含むものですので、その点を【解説】に追記します。なお、人権侵害行為を行った者等についても、相談体制（第12条）や人権教育・人権啓発（第19条）等の対象になり得ます。
38	第3条（基本理念）	第5号及び第6号に「人権侵害行為を行った者」「人権侵害行為を受けた者」とあるが、前文の【解説】5にるように「人権侵害行為を行った者等」「人権侵害行為を受けた者等」としないことで、ここでの対象者の枠が狭くなるのではないか。前文の【解説】5では「人権侵害行為には該当しない人権問題の当事者」として、「貧困に陥っている人」が例示されているが、とくに第6号に書かれている社会体制づくりにおいては、「人権侵害行為には該当しない人権問題の当事者」を支える視点が必要であることから、ここでも「等」をつけた表記にすべきである。	御意見を踏まえ、本条第5号中の「人権侵害行為を行った者」及び「人権侵害行為を受けた者」の後ろにそれぞれ「等」を加えるとともに、同条第6号中の「人権侵害行為を受けた者が当該人権侵害行為に係る困難」を「人権侵害行為を受けた者等がその困難」に修正し、それらの「等」は人権侵害行為には該当しない人権問題の当事者を想定したものである旨を【解説】に追記します。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
39	第3条（基本理念）	<p>基本理念として、誰もが人権問題の加害者や傍観者になることのないよう、一人一人が自分事として考え方行動することが重要であるという視点を追記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>御意見の趣旨については、前文の第5段落において、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない」と述べているとともに、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）のそれぞれ第3項で「不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努める」ことを規定しています。</p>
40	第3条（基本理念）	<p>基本理念として、誰もが人権問題の加害者や傍観者になることのないよう、人権問題に関する正しい理解や認識をひろげていくことを追記すべきである。</p>	<p>「人権問題に関する正しい理解や認識をひろげていくこと」については、不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策として「人権教育及び人権啓発」（第19条）を規定しています。</p>
41	第4条（基本理念）	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の地域が部落であると示すような動画がインターネット上に公開されているが、このような動画はその地域に住む全ての人が安心して生活する権利を侵害するものであり、本条に規定する内容に該当する</li> <li>不当な差別その他の人権侵害行為等の禁止を明確に規定している</li> </ul> <p>などとして、本条の内容について、賛成、評価を表明する。</p> <p style="text-align: right;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>第4条（基本理念）の内容について評価いただき、ありがとうございます。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
42	第4条（基本理念）	<p>第2項について</p> <p>現在、同和地区を特定するサイトや動画がインターネット上に多く存在している。これらは学術目的を理由に削除されることなく残り続けており、差別行為を助長・誘発することにもつながる。第3条4号に「人権侵害の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること」とあるように、投稿者に人権侵害の意図がなくても、被差別の立場に寄り添った措置がなされるように強く望む。また、インターネットは全国から投稿・閲覧ができるため、三重県のみにとどまらず他県や国と連携して、実効性のあるものとなるよう求めること。</p>	<p>御指摘のような人権侵害に係るインターネット上の書き込みへの対策は重要な課題であると考えており、本条例では、プロバイダ等に対して一定の場合において当該プロバイダ等に係るインターネット上の書き込みの削除等の措置を求める責務規定（第8条）を設けるほか、そのような書き込みについての法務局への削除要請依頼等を含む「インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止」（第23条）について規定しています。また、その対応に当たっては、第5条第2項の規定に基づき、国、関係機関等と連携協力することを条例上求めています。</p>
43	第5条（県の責務）	<p>県庁の各部局が各分掌に基づく法令をもとに、差別解消に有効な施策を実施することを明記するべきである。</p> <p>〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>御意見を踏まえ、第1項関係の【解説】として新たな項目を起し、次のような内容を追記します。</p> <p><b>「県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む」</b></p> <p>これは、人権施策を主管する環境生活部はもちろんのこと、県の全部局等において、それぞれの所管する人権に関する法令等に基づいて、不当な差別などの人権問題の解消に向けて効果的な人権施策に主体的に取り組むとともに、直接的に不当な差別などの解消を目的とする施策でなくとも、あらゆる県の施策において、人権尊重の視点を基本とすることを求めるものです。</p> <p>また、各部局等で人権施策を推進するに当たっては、関係部局等の間で緊密な連携を図ることが求められます（第2項参照）。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
44	第5条（県の責務）	本条例について、条例施行後に県民全てに認知されるよう行政総体で丁寧に周知を図ることを明記するべきである。	本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）の【解説】1において、人権教育・人権啓発の内容の具体例として挙げている「(……)人権に関する法令や条例についての認知度向上を図り、それらの内容理解を深める教育・啓発」に含まれると考えますが、その趣旨をより明確にするため、当該部分の「人権に関する法令や条例」の前に「本条例をはじめとする」を追記します。なお、この内容を含む人権教育・人権啓発については、県は、積極的に行うものと規定しています（第19条第1項～第3項参照）。
45	第5条（県の責務）	第3項について、より実効性を持たせるべく、「知事は、公の施設において、不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及び取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。」といった利用基準に不当な差別的言動が行われるおそれがある場合を設けるべきである。 〔同趣旨の意見：2件〕	公の施設の利用制限に関する規定を設けることについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、地方自治法の規定や判例等を踏まえ、公の施設の利用制限には慎重な議論が必要であるので、県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止については、県の責務として努力義務を設けるという結論に達したものですので、御理解をお願します。
46	第6条（県民の責務）	学校での人権教育の取組に照らして、本条第3項の「それぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする」に賛成である。	本条第3項の規定に賛成の御意見、ありがとうございます。
47	第6条（県民の責務）	「…傍観することなく、…」とあるが、「傍観する」ことが差別を支えてしまうことにつながり、差別に加担していることにあたるのだということを教育の場をはじめいろんな場面で伝えたりして、社会一般の認識にできたらよいと思う。	御指摘のような認識を本委員会としても共有しており、「不当な差別等の傍観者とならない」ことを社会全体の共通認識とすべく、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）においてその旨を規定しています。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
48	第6条（県民の責務）	傍観の定義について、必ずしも、差別をした側への注意や抗議などのアプローチのみならず、被差別者に寄り添う事も傍観ではなく、それぞれの立場における主体的な取組であることを、逐条解説などで明記してはどうか。	<p>御意見を踏まえ、第3項関係の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。また、第7条（事業者の責務）の第3項関係についても、同様の【解説】を設けます。</p> <p>「傍観することなく」</p> <p>これは、不当な差別などを行っている者に対して注意するなどの直接的な行動をとることだけではなく、不当な差別などを受けている者に寄り添うことなども含むものであり、不当な差別などの解消に向けて、無関心であったり、見て見ぬふりをしたりするのではなく、それぞれの立場における主体的な対応を求めるものです。</p>
49	第7条（事業者の責務）	事業者は基本理念にのっとり従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、働く者の一人ひとりが主体的に取り組む仕組みが必要である。例えば従業員への人権に関する研修等を計画する場合においては労働者代表の意見や労働者団体の意見を必ず加えるべきである。	御意見を踏まえ、【解説】2（「従業員の人権意識の高揚」）において、「なお、従業員への人権に関する研修等の実施に当たっては、労働者代表から意見聴取するなど従業員の意見を反映させることが期待されます。」と追記します。
50	第9条（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）	「三重県議会の議員、知事」は「県の公務員」の例示に過ぎないので、見出しについては、端的なほうがよいという観点から、単に「県の公務員の責務」としてはどうか。	責務を果たすべき県の公務員の最たるものとして、公選職である「三重県議会の議員、知事」を見出しにおいても明示することが必要であると考えますので、御理解をお願いします。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
51	第9条（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）	解説に「責務の対象となる県の公務員として、県の一般職員や教員などが含まれます。」とあるが、警察官などの専門職は対象外となるのか。	専門職であるかどうかにかかわらず、県の公務員は全て本条の対象となります。
52	第9条（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）・ 第19条（人権教育及び人権啓発）	<p>県民の中で、とりわけ公務員の責務は大きいものがあると考える。なかでも、教育公務員は子どもたちと最前線で接するため、この条例を具現化する重要なキーマンになると考える。必要なのは、「研修」である。それぞれの経験や年代において、多様な研修にアクセスできることで、教育公務員一人ひとりが自分自身と社会の状況をみつめる機会をつくる必要がある。</p> <p>特に5項の記述は第19条の肝になる。具体的にどのような人材を育成・確保するのか、どのような方法で行うのか、どれくらいの人数を育成・確保するのかがわかるように記述した方が良いと考える。そうしないと画餅になる可能性が高い。</p> <p>公務員については、全員が人権教育・人権保育を担える人材になる必要があると考える。</p>	<p>第19条第5項の規定に基づき、具体的にどのような人材を、どのような方法で、どの程度の人数、育成・確保するのかということについては、まさに執行段階のことであるため、条例施行後、執行部が丁寧に検討していくものと考えますが、同項の規定の趣旨が的確に実現するよう、本委員会の委員としても監視・評価してまいります。</p> <p>また、御意見を踏まえ、県の公務員に対する人権研修について、第9条の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p><b>「県の公務員に対する人権研修について」</b></p> <p>県の公務員が本条の責務を十分に果たせるようにするために、県として、県の公務員に対して充実した人権研修を実施することが望まれます。このことは、第5条第1項の県の責務に含まれるものと考えられます。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
53	第11条（人権施策基本方針）	<p>本条第3項について、次のように、下線部を加筆していただきたい。</p> <p>知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、<u>当事者や有識者等の意見を聴き、三重県人権施策審議会での審議を踏まえ</u>、議会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>三重県人権施策審議会（以下「審議会」といいます。）の委員は「人権に関し学識経験を有する者」（第25条第5項）が任命されることとなっており、従前の審議会においても人権に関する有識者や各人権問題に関する当事者団体の代表者などが委員に任命されていることから、人権施策基本方針の策定に当たって審議会の意見を聞くことを規定することにより、人権施策基本方針に一定程度当事者や有識者の意見を反映することができるものと考えます。</p> <p>なお、人権施策基本方針の策定に当たって、審議会以外の場においても、不当な差別などの人権問題の当事者等の関係者の意見をできる限り反映させるようにすることが望まれることから、第3項関係の【解説】として、その旨を追記します。</p>
54	第11条（人権施策基本方針）	<p>県はこれまで年次報告を作成し議会に報告してきたが、差別消しに有効な施策が展開されているかどうかのチェック機能がなく、人権施策の検証が不十分であった。そのため、PDCAの仕組みが必要であり、それは県行政だけで行われるものではなく、本特別委員会の委員などもPDCAの仕組みに関与することが重要だと思う。条例にそのことを明記するか、逐条解説に明記いただきたい。</p>	<p>第5条（県の責務）の【解説】1において、「計画的に推進する」ということには、施策の評価・検証とそれに基づく施策の改善を行うことも含まれると解される旨を記載しています。</p> <p>また、第25条（三重県人権施策審議会）の第1項・第2項関係の【解説】1において、審議会の役割として、人権施策の実施状況に関する評価・検証的な取組も含まれる旨を記載しています。</p> <p>なお、本委員会の委員も、当然、議会活動の中で、議会に報告される人権施策の実施状況についての報告書等に基づき、本条例の施行状況の評価や監視に積極的に取り組んでいきます。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
55	第11条（人権施策基本方針）	人権施策の実施状況について、各部局の施策検証をおこない施策実施に活かせるようにしていただきたい。	<p>第5条（県の責務）の第1項関係の【解説】1において、「計画的に推進する」ということには、施策の評価・検証とそれらに基づく施策の改善を行うことも含まれると解される旨を記載しています。</p> <p>また、第25条（三重県人権施策審議会）の第1項・第2項関係の【解説】1において、審議会の役割として、人権施策の実施状況に関する評価的な取組も含まれる旨を記載しています。</p>
56	第3章（不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備）	理念のみにとどまらず、具体的な解決方法として相談体制及び助言、説示及びあっせんの申立ての体制を設けたのは、高く評価できる。	<p>本章の内容について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>〔同趣旨の意見：2件〕</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
57	第3章（不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備）	<p>包括的ないわゆる人権擁護（救済）法（条例）については、かつて国においても何度か法案を上程、廃案となり、現在の政権与党においては、個別法による対応をするとどこかで見た。また、他県においても国の法案と同時期に同じような条例案が上程されたようだが、結果的には施行にいたらなかったようである。今回の条例案は他県のその条例案などと比べて、対象となる人権侵害の定義や救済規定がさらに曖昧になっているように思う。</p> <p>愛知県でも人権条例を策定するようだが、条例の構成は、複数の人権問題を限定してあげ、理念的な条項で、○部落差別、○性的指向・性自認を、救済的な条項を含むもので、○インターネット、○ヘイトスピーチ等となっていた。</p> <p>今回の三重県の条例案においても、不当な差別をはじめとする人権侵害行為の対象となる人権問題を限定し、人権侵害の定義、救済（規制）規定も明確にしないと、実効ある運用は難しいのではないか。</p> <p>部落問題、ヘイトスピーチ（両方インターネットを含む）に限定してはどうか。</p>	<p>本委員会としては、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査を踏まえ、部落差別やヘイトスピーチを含め、あらゆる不当な差別などの人権問題の解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による包括的な条例の制定が必要であると考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、本条例は、罰則や氏名の公表を含む規制的措置は定めておらず、第3章の規定内容も対話に基づく行政指導を中心とした仕組みであり、人権擁護法案や人権委員会設置法案、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例などとは性格の異なるものです。</p> <p>また、御指摘の「愛知県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」素案については、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」及び「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」について独立した章を設けて特出し的に規定しているものの、例えば、相談については、「県は、人権に関する相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする」としていて、特に相談対象の限定はしていないなど、必ずしも条例の対象とする人権問題を限定しているわけではないと認識しています。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
58	第3章（不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備）	<p>この条例（第3章）の対象（不当な差別にかかる具体的相談、紛争解決に至るもの）となる人権問題、人権課題（分野）を具体的に明示すべきと思う。</p> <p>相談の対象は、人権侵害行為その他の人権問題全般とされているが、今回の条例案で、具体的な相談等を受ける人権問題を、愛知県のように具体的に列挙する必要があると思う。解説で対象から除外する記述が少し見られるが、県民にとって何が対象となって対象とならないかがわかりにくいと思う。</p> <p>包括的な一つの条例で、人権侵害の全てを対象としたうえで、既存の制度の遗漏全てを網羅し、整理すること自体が、難しいのではないか。限定しないと難しいのではないか。</p> <p>人権教育・啓発推進法に基づく、國の人権教育・啓発に関する基本計画にある人権課題から対象を限定するのが現実的ではないか。（愛知県もそうなっているように思う。）</p> <p>自治体は法令等諸規定に基づく事務を行っていて、行政手続条例にもあるように、今回の条例案における人権侵害行為に対する行政指導においても自治体が所掌する事務の範囲内に限られるのではないか。具体的な相談から調査、知事による助言、説示、あっせんなど行政指導に至るまで、その法令、規程、制度等を所掌する部局課でないとできないのではないか。環境生活部（人権課、人権センター）が、所掌していない個別人権問題について、中心的役割（具体的専門的な相談、調査、行政指導、調整委員会の主催等）を果たすことはできるのか。所掌事務にないことを自治事務として扱うことは難しいのではないか。</p>	<p>相談体制については、「人権侵害行為その他の人権問題」全般としていますが、既存の「三重県人権センター条例」においても、三重県人権センターの事業として、特段の限定をすることなく「人権問題（同和問題を始めとする人権に係る問題）に関する相談を行うこと」（第2条第3号）と規定しており、現在の県の相談体制からその対象の範囲が拡大しているわけではありません。また、人権問題に関する相談があった場合は、各相談機関の判断により事案に応じた「必要な対応」を行うものです。</p> <p>なお、御指摘の「愛知県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」素案については、「県は、人権に関する相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする」と規定していて、特に相談対象の限定はしていないと認識しています。</p> <p>また、【解説】4では、金銭トラブル等に関する相談があった場合の県の業務の方向性を示したものであり、それらを相談対象から除外しているわけではありません。</p> <p>紛争解決体制については、本委員会としては、人権施策を主管する環境生活部が中心となって運用することを想定していますが、第14条第3項の規定を設け、知事以外の行政委員会等も含め、申立ての対象となっている差別事案の関係部局との緊密な連携協力の下で助言等を実施することを想定しており、所掌事務上問題があるとは考えていません。</p> <p>また、「所掌する事務」についての御指摘については、県民等からの不当な差別についての申立てに対応することは、「地域における事務」（地方自治法第2条第2項）に該当する地方公共団体の事務であり、また、本条例の規定自体が知事の事務としての根拠となるものだと考えます。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
59	第12条（相談体制）	相談者を、人権侵害された当事者だけに限定していないところがよいと思う。差別を受けて、悩んだり苦しんだりするのは当事者だけではないからである。差別を見たり、聞いたりするなかで、その差別をなくそうするために、どうすればよいのかについて相談する場合もあり、そのことが、結果的に当事者を救うことにつながることになると思う。【解説】1（相談をすることができる者について）で、「その他の者」を丁寧に示していただきたい。	本条の考え方について評価いただき、ありがとうございます。なお、【解説】1（相談をすることができる者について）において「その他の者」を丁寧に示していただきたいとの御意見については、御指摘いただいている「不当な差別等の目撃等をした者」については既に言及しており、更に「人権侵害行為を行った者」も「相談をすることができる者」に含まれることを追記します。
60	第12条（相談体制）	被害者やその家族等の相談を受けるのは当然だが、加害者やその家族の相談も受けるべきではないか。「その他の者」だけでは、わかりにくいで、「目撃した者や加害側等」を条文に入れるとよい。	条例の表現として「その他の者」と受けることで、特段の限定をせず、幅広い者が相談することができることを示しています。なお、【解説】1（相談をすることができる者について）において、既に「不当な差別等の目撃等をした者」については言及していますが、御意見を踏まえ、「人権侵害行為を行った者」も「相談をすることができる者」に含まれることを追記します。
61	第12条（相談体制）	人権センター（人権担当課）の相談と専門機関（所掌部局課）の相談について、役割分担を明確にしておいた方が良いと思う。	本条例は、県の人権施策の一般法的な条例として、県全体の相談機関を対象とした相談対応の根拠規定として第12条を設け、それぞれの相談機関に応じた「必要な対応」を行うことを規定しています。その上で、人権センターについては、【解説】3や【解説】8において、「人権相談に関する県の拠点的機関」と位置付けています。具体的な、人権センターとその他の県の相談機関との役割分担については、執行部において適切に運用されるものと考えています。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
62	第12条（相談体制）	<p>第2項関係の【解説】4について</p> <p>「国際的な人権問題に関する相談についても、県の相談機関で調査や関係者間の調整を行うことは想定しておらず、そういう相談があった場合には、国の取組等の情報提供を行う」とあるが、国籍による差別やヘイトスピーチ等に関しても、県の相談機関での調査が行われないようにも捉えられると懸念する。外国につながる人々の人権問題に関して、ためらうことなく相談できるということが理解されるよう、表現を工夫すべきである。</p> <p>〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】4の第3段落の「国際的な人権問題」を「海外における人権問題や入国管理に係る人権問題」に修正します。</p>
63	第12条（相談体制）	<p>会計年度任用職員では1年ごとの任用であるため、専門性を担保することは難しい。また、必要な研修についても、人権問題は広範囲にまたがる課題であるため、実践に活かせるようになるには専門機関での研修が必要不可欠。したがって、条例施行予定の2023年度の準備期間として、2022年度に、新しい相談員には反差別・人権研究所の「人権大学講座」の受講をしてもらうとよい。2023年度の4月1日からの育成では遅い。</p>	<p>本条に基づく相談対応を円滑かつ効果的に行うためには、相談対応者の人員確保・育成が重要であると認識していることから、第4項の規定を設けています。</p> <p>相談体制を含む第3章の規定は、令和5年4月1日から施行することとしていますが、附則第2項において、第3章の規定の施行のために必要な準備行為は、その施行日前においても行うことができる旨を規定しており、本条に基づく相談対応の実施のために求められる人員の確保・育成については、その前年度から執行部において適切に取り組まれるものと考えています。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
64	第13条（助言、説示及びあっせんの申立て）	第3項において、当事者が障がいの特性や程度等に起因し、不当な差別を受けたことの意思表明をすることができない状態にある場合を考えられることから、条文に対応想定をしておく必要があるのではないか。	御意見を踏まえ、【解説】1（助言・説示・あっせんの申立てができる者について）において、次のように追記します。  なお、第3項の「不当な差別を受けた者の意思に反して」については、不当な差別を受けた者が紛争解決体制の手続による解決を望まないことを明示している場合を想定しています。不当な差別を受けた者に重度の知的障がいがある場合など、その者による意思の表明が容易でない場合も考えられるため、第3項の要件は、いわゆる「消極要件」として、不当な差別を受けた者が紛争解決体制の手続による解決を望まないことを表明していることが客観的に明らかである場合に限定して運用されることが望ましいと考えられます。
65	第15条（勧告）	趣旨に賛成する。  不当な差別をしていると本人が気づいていない場合も想定され、そのことに関して助言・説示・あっせんを受けた上、当事者同士で問題解決をできることが理想だと感じている。また、法的拘束力で縛らず対話を重視しての解消を図ることについても、罰則があると「罰則があるから差別がいけない」と捉えられてしまう可能性がある。「どうして差別がいけないのか」「どうして自分の言動が差別にあたったのか」ということをわかってもらうためには、記載されているように、対話を重視して不当な差別等の解消を図ることが大切だと感じている。	本条の趣旨について賛成の御意見、ありがとうございます。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
66	第15条（勧告）	<p>悪質な事案に対する勧告に実効性を持たせるべく川崎市の条例のように、「知事は、第15条の勧告に従わなかつたものが、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。」といった旨の命令及び命令を受けた者が、当該命令に従わなかつたときは、命令を受けた者の氏名、住所等も含めた公表の規定を設けるべきである。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>勧告に従わない者に対する行政処分としての命令やそれに反した場合の氏名の公表などの規制的措置を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p>
67	第15条（勧告）	名誉毀損等に及ぶ内容であれば、県知事に告発義務を課すという手段もあるだろう。	悪質な事案の告発については、第12条第2項第2号により、県の相談対応として、「必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと」としております。なお、刑事訴訟法第239条第2項において「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定されており、県の公務員には犯罪があると思料する場合の告発義務が法律上課されています。
68	第15条（勧告）	先日最高裁が合憲と判断した、ヘイトスピーチ（憎悪表現）の抑止策を定めた大阪市の対処条例のように、勧告で留めるのではなく、公権力の行使についてためらうべきではないと考える。今回は、三重県として、厳しく対応していくという姿勢を毅然と打ち出していくよい機会となるだけでなく、それに怯える被害者にとって心強いも盾となると思う。ぜひ、勧告ではなく罰則規定を設けていただきたい。	勧告に従わない者に対する氏名の公表などの規制的措置や罰則を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
69	第17条（助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表）	必要な事項を一般に公表することについて、公表の手段が「県ウェブサイトへの掲載、人権施策基本方針に基づく施策の実施状況の年次報告への掲載」では、ネット環境が整っていない人の知る権利が保障されない。全ての県民が知ることができる「県政だより」への掲載がよい。	【解説】3は、公表の手段として想定されるものの例示であり、どのような公表の手段が県民への周知に効果的かということを検討の上で、執行部において適切な公表の手段を選択されるものと考えています。なお、「県政だよりみえ」については、紙幅に限りがあることから、助言等が行われた差別事案ごとの本条に基づく公表の手段には適さないと考えられますが、人権啓発の一環として、一定期間の総括的な助言等の実施状況や特徴的な事例の紹介などが掲載されることは想定されます。
70	第18条（三重県差別解消調整委員会）	調査審議の実効性、公正性を担保するためにも、特に委員の構成について差別の被害者の当事者や当事者団体を含む市民社会の委員就任や参与などの立場による関与を積極的に認める定めを置くべきである。	三重県差別解消調整委員会においては、差別事案の当事者などの関係者に対する意見聴取等ができるようになっています（本条第11項）。 また、様々な差別事案に係る専門の学識経験を有する者を臨機に活用することができるよう、専門委員の設置について規定しています（本条第7項～第9項）。 なお、【解説】4（専門委員について）において、「それぞれの差別事案に係る専門の学識経験を有する者」として想定される者の例示として「それぞれの差別事案の理由となる人種等の属性について深い知識や経験を有する者など」を追記します。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
71	第18条（三重県差別解消調整委員会）	<p>差別解消調整委員会について、包括条例による差別事案が多岐にわたる中において、いつ、どうやって、専門委員を選任するのか。今回の条例の調整委員会においても個々の差別事案に関して個別の人権問題の専門委員の数が相当の比重を占めていないと本来の役割が果たせないのではないか。したがって、第18条第8項で、専門委員を差別事案に係る専門の学識経験のある者と限定するのはどうかと思う。また、調整委員会の委員10名と専門委員の関係が不明（10名に専門委員が含まれるか否か）。この調整委員会の構成は、本来なら専門委員がメインの委員で、包括条例であっても、障がい者差別解消条例の調整委員会並みのレベルでないといけないのではないか。また、調査審議が終了した段階で、解任されるというのも違和感がある。包括的な差別事案に対応するためのこの調整委員会の規定では、実効ある運用が難しいのではないか。</p>	<p>不当な差別の理由となる属性にかかわらず、「人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する」委員（例えば、人権に関して精通しており、経験も豊富な弁護士である委員）であれば、「不当な差別」に該当するかどうかの判断の妥当性や助言等の内容の妥当性についての適切な調査審議は可能なものと考えています。その上で、更に調査審議を充実したものとするため、必要に応じ、それぞれの差別事案に係る専門の学識経験を有する者を臨機に活用できるよう、専門委員を置くことができることとしているものです。</p> <p>専門委員については、三重県行政不服審査会条例など、附属機関について規定している複数の県の条例で設けられているものであり、「専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する」、「調査審議が終了したときは、解任される」といった表現も既存の県の条例の規定に倣ったものです。</p> <p>なお、専門委員は、差別事案ごとに任命されるものであり、10人以内で任命される委員とは別に任命されるものです。</p>
72	第18条（三重県差別解消調整委員会）・第25条（三重県人権施策審議会）	<p>近年、ジェンダーレスの観点が広がりつつあることから、「男女のいずれか一方の委員の数」という表現について、「社会的性別における男女のいずれか一方の委員の数」という表現にするとよいのではないか。ただ、様々な法や条例等において「男女」という表現がされているため、条例案の表現の通りでもよいとも考えられる。</p>	<p>御指摘の点は今後県全体として検討される必要があると考えますが、現時点では附属機関の委員構成の男女割合要件について定めている県条例は全て「男女のいずれか一方の委員の数」という表現となっているため、原案どおりとしたいと考えますので、御理解をお願いします。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
73	第19条（人権教育及び人権啓発）	<p>本条例施行の成果を見るための最大の要件は、条例の趣旨目的が広く県民に理解されることで、県民に不当な差別事案が発生しないための抑止力が働くことであると考える。よって、本条各項に掲げる人権啓発及び人権教育が、実際の現場で確実かつ有効に実施されなければならない。県、市その他各方面が本条に沿った更に具体的な施策を講じられるように、県は指導監督し、また常に実施状況を確認する必要があると考える。本条が生きた条項となるために、教育・啓発活動が継続して実施されることが望まれる。</p> <p>人権教育・人権啓発に本当に積極的に、また真摯に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	不当な差別などの人権問題の解消に向けて、本条例の周知を含む人権教育・人権啓発は重要であると認識しており、本条の規定に基づき県が人権教育・人権啓発に継続的かつ積極的に取り組むよう、本委員会の委員としても監視・評価に努めてまいります。
74	第19条（人権教育及び人権啓発）	第1項～第3項関係の【解説】1は「人権教育及び人権啓発」について書かれているが、具体例の表記について、とてもわかりにくい。	中間案に挙げている3つの具体例について、よりわかりやすい表現となるよう表記の修正をします。
75	第19条（人権教育及び人権啓発）	<p>第1項～第3項関係の【解説】1について、人権教育・人権啓発の具体例が挙げられているが、コミュニケーションスキルや問題解決能力等の技能的な面について触れられていない。学校現場で実际に行われている人権教育の内容を踏まえ、内容を精査する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：5件〕</p>	御意見を踏まえ、また、これまでの本委員会での議論や現在の県の人権教育・人権啓発の取組にも鑑み、【解説】1に、人権教育・人権啓発の内容の具体例として、1)「様々な不当な差別などの人権問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような教育・啓発」、2)「自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利を行使するための制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む教育・啓発」、3)「人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育・啓発」を追記します。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
76	第19条（人権教育及び人権啓発）	身近な例として、タバコの箱の横に法律で禁じられていることや健康を害する恐れがあることなどの注意書きがある。このように、人権侵害行為や差別がどんなにいけないことなのか、どんな危険や恐れがあることなのか、注意喚起や啓発が日常的に何気ないところで行われるようなしきけはできないものなのか。	具体的な啓発手法を条例に規定することは難しいですが、御指摘のような趣旨は、人権教育・人権啓発に当たっての留意事項（第19条第4項）として「多様な機会の提供、効果的な手法の採用」を規定していることにより反映されていると考えています。
77	第19条（人権教育及び人権啓発）	現代社会の「差別を受ける人が自ら声をあげないと差別が容認される」社会ではなく、「誰もが人権を尊重する」社会となるためには、人権教育・啓発のはたす役割は大きい。人権教育は学校教育の担う面が大きく、どのような人権教育をめざすのか、【解説】に県の人権教育ガイドラインにある人権教育の目的を追記するなど、より関連性が詳細に明記されているとよいのではないか。	三重県人権教育基本方針や人権教育ガイドラインは条例より下位のものであり、今後改定される可能性もあるため、【解説】に直接引用することは差し控えたいと考えますが、それらにおける「人権教育の目的」の趣旨については、第1項の「不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むため」といった部分に反映しています。
78	第19条（人権教育及び人権啓発）	子どもたちの人権意識の向上には、学校・家庭・地域の連携も大切であることから、【解説】2にあるように、学校での教育ではなく、「学校教育等」という表現には賛同できる。	本条の表現に御賛同いただき、ありがとうございます。
79	第19条（人権教育及び人権啓発）	第1項において、「学校教育等」を「学校教育及び <u>社会教育等</u> 」とし、「社会教育」を明記していただきたい。	条文は簡潔であることが要請されるため「学校教育等」としていますが、「学校教育等」には「社会教育」が含まれることを【解説】2において明記しています。
80	第19条（人権教育及び人権啓発）	第4項関係の【解説】3の「単なる一方的な人権教育・人権啓発」の意味がわからない。「単なる一方的な人権教育」は、学校の教員に対する不信感からか。 →「差別はいけない」という価値の押しつけのみに終始するような啓発	この表現に学校の教員に対する不信感という意図はなく、一般的な講義形式等での教育・啓発だけでなく、県民等が能動的に取り組む「運動」的な要素を持つ教育・啓発についても盛り込むべきという委員意見を踏まえたものですが、御意見を踏まえ、「単なる一方的な」を「一般的な講義形式等での」に修正します。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
81	第19条（人権教育及び人権啓発）	<p>新たな不当な差別その他の人権問題を引き起こさないためにも、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むための人権教育の推進が必要だと思う。</p> <p>そのためにも、県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>本条第5項では、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとすることを規定しており、同項の規定の趣旨が的確に実現するよう、本委員会の委員としても監視・評価に努めてまいります。</p>
82	第19条（人権教育及び人権啓発）	<p>県の公務員（教員を含む）の責務として、条例の目的達成のため率先して積極的な役割を果たすものと定めているところ、人権教育の推進と人権啓発を担う人材の育成・確保を明示しているところを高く評価する。</p> <p>人権教育・人権啓発に当たっての留意事項のなかに、効果的な手法の採用とあるが、具体的にはどのような手法が効果的であると考えているのかは明記されていない。</p> <p>自分自身を振り返り、自分の生い立ちのなかでの自らの差別性（自身に向けたものも含む）に気づき、自らを他者に語ることでとらわれてきた過去と向き合い自分自身を解放していくプロセスこそが、差別をなくす第一歩であり、差別をなくす主体者になるために欠かせない。この点について解説のなかに明記されることを望む。</p>	<p>本条第5項の規定について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>「効果的な手法の採用」については、そのことを留意事項として人権教育・人権啓発に当たる中で、どのような手法が効果的なのかを現場での実践の中で模索していくものと考えますので、解説で具体的な手法を提示することとはしていません。</p> <p>なお、御意見の趣旨も踏まえ、【解説】1の人権教育・人権啓発の内容の具体例を追加します。</p>
83	第19条（人権教育及び人権啓発）	<p>「学校教育」についてだが、どのような個人の状況を鑑みても、その個人の教育を受ける権利を害することが無きよう、社会的な枠組みを変えて（超えて）対応をお願いしたい。</p> <p>近日なる統合教育（障害のある人もない人も）を希望している。また、高等学校教育だが、無償化は、無理だろうか。</p>	御意見は、委員間で共有いたします。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
84	第21条（実態調査）	<p>本条第1項について、次のように、下線部を加筆していただきたい。</p> <p>県は、市町、関係機関等と連携し、<u>差別を解消するための</u>人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>第21条における「人権施策」は、第3条で「不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策」と定義されており、既に「不当な差別を解消するための取組」を含むものとなっています。</p> <p>したがって、不当な差別の解消に効果的な人権啓発等に資する実態調査とするべきという御指摘の趣旨は、「人権施策を効果的に実施するため（……）調査を行うものとする」という部分に反映されていると考えます。</p>
85	第21条（実態調査）	<p>第2項の「新たな差別」について、どのような差別を想定しており、条文に位置づけることが必要な立法事実は何なのか、どのような事実があるのか、具体例としてどのようなことがあげられているのか、不明である。調査によって差別を生じさせないようにすることは当然のことであり、調査によって差別が生じた事実が存在しないなか、それをわざわざ明記する必要性がないと思うので、第2項は削除していただきたい。</p> <p>どうしても必要であるという懸念があるとしたら、逐条解説で、それはどのような差別を想定され、条文に位置づけることが必要な立法事実は何で、具体例としてどのようなことをあげられているのかを明記されないと、差別の解消を遅滞させるような混乱を生み出しかねない。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>第21条第2項の規定は、現行の「人権問題に関する三重県民意識調査」における、特定の属性の人に対する偏見を取り上げるような問い合わせなどを例に挙げ、実態調査の手法によっては新たな不当な差別などを生み出しかねない懸念があるという委員意見を踏まえたものであり、参議院の部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議や奈良県部落差別の解消の推進に関する条例の同様の規定も参考にしたものです。</p> <p>そのようなことを踏まえ、第21条（実態調査）の第2項関係の【解説】として、次のような内容を追記します。</p> <p><b>実態調査の実施に当たっての留意事項について</b></p> <p>第2項の規定は、実態調査の手法（例えば、県民に対する意識調査において特定の属性に対する偏見を殊更に強調するような質問文を設けることなど）によっては、特定の属性に対する偏見を喚起させることなどにより、新たな不当な差別などにつながるおそれが懸念されることから、実態調査を実施するに当たっての留意事項を定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
			<p>これは、同様の懸念を示す意見が法案や条例案の審議において出されたことから、「部落差別の解消の推進に関する法律案」に対する参議院法務委員会の附帯決議として「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」が挙げられていたり、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」においても同趣旨の「調査の実施に当たっての留意事項」(第5条第2項)が規定されていたりするといった全国的な状況も踏まえたものです。</p>
86	第21条（実態調査）	<p>【解説】1（実態調査の具体的手法について）について、次のように、下線部を加筆していただきたい。</p> <p>実態調査の具体的手法としては、<u>各部局が人権に関わる法令に</u>関係する個別具体的の意識調査を、環境生活部と連携し、不当な差別と人権侵害の解消をめざす県民意識調査や不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査などが想定されます。</p> <p>〔同趣旨の意見：2件〕</p>	<p>御指摘を踏まえ、【解説】1（実態調査の具体的手法について）において、「なお、人権施策を主管する環境生活部だけでなく、各人権問題に關係する部局等が、環境生活部とも連携して、それぞれの人権問題に応じた実態調査を実施することが望まれます。」と追記します。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
87	第 21 条（実態調査）	<p>【解説】1（実態調査の具体的手法について）において「不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査」と書かれているが、「差別等の当事者」は被害者・加害者のどちらなのか、また両者をさすのか明確ではなく、よくわからない。</p> <p>また、【解説】2（実態調査の結果等の取扱いについて）において、実態調査の結果等は「県民に対して公表され」とあるが、被験者的人権が守られるという視点について書かっていない。実態調査の目的や対象者、調査における留意点等について、明確に表記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">〔同趣旨の意見：3件〕</p>	<p>実態調査は人権施策を効果的に実施するために行うものであり、県民全体に対する意識調査や、不当な差別を受ける可能性のある属性を持つ当事者に対する生活実態等の調査、あるいは不当な差別等を行ったことがある者に対するその背景を明らかにするための意識調査などが考えられ、調査の趣旨に応じて様々な対象者が考えられるため、条文や解説において対象者を明示することとはしていませんので、御理解をお願いします。</p> <p>実態調査の結果等の取扱いについては、御意見を踏まえ、【解説】2において、「実態調査の結果等については」の次に「、調査対象者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」と追記し、併せて第 22 条（情報の収集、蓄積及び分析）の【解説】2についても同様の追記を行います。</p>
88	第 21 条（実態調査）・ 第 26 条（財政上の措置）	実態調査の必要性を掲げながら、財政措置は努力するということであれば、真に課題解決は図れない。規模を縮小しても、実施可能にすべき。	<p>実態調査については、第 21 条で「行うものとする」と規定しており、県に対して、実態調査の実施を義務付けています。</p> <p>なお、財政上の措置については、既存の県の条例における「財政上の措置」規定とのバランスや知事の予算調製権への配慮という観点から努力義務としていますので、御理解をお願いします。</p>
89	第 22 条（情報の収集、蓄積及び分析）	<p>【解説】2について、県民に公表され、の部分で、どの程度の公表で、どのような方法で、公表されるのか、具体的にして頂けたら、と思った。</p> <p>公表された場合、公表された方の人権侵害にならないか、と心配されるが、いかがか。</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】2において、「情報の収集、蓄積、分析の結果等については」の次に「、その情報に係る関係者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」と追記するとともに、「具体的には、人権施策基本方針に基づく施策の実施状況の年次報告への掲載などが想定されます。」という一文を追記し、併せて第 21 条（実態調査）の【解説】2についても同様の追記を行います。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
90	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	<p>「インターネットによる人権侵害行為」という表現について、人権侵害行為を行う主体は人であることから、「インターネット上での人権侵害行為」、「インターネットにおける人権侵害行為」、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」といった表現が適切ではないか。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：10件〕</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p>
91	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	<p>【解説】1において、人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、インターネット上で行われる人権侵害行為は行為を行った者の顔が見えず、不特定多数の被害者を生む危険性があることから、不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談しやすい体制づくりを整えることで、インターネット上における人権侵害行為が拡大するのを防ぐことができると考えられる。県によるモニタリングにとどまらず、そのような体制づくりを行うことを追記すべきである。</p> <p style="text-align: center;">〔同趣旨の意見：9件〕</p>	<p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しております、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>
92	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	<p>「インターネットによる人権侵害行為の防止」について、SNSもインターネットに含まれるが、より言葉の部分も見えるように「インターネット上・SNSでの人権侵害行為の防止」といった表現にしたほうがよい。</p>	<p>御意見を踏まえ、SNSにおける差別的投稿や誹謗中傷がインターネットによる人権侵害の代表的事例であることを明示するため、【趣旨】の「インターネットによる不当な差別など」の前に「SNSにおける差別的投稿や誹謗中傷をはじめとする」を追記します。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
93	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	【解説】1にインターネット上での人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、小学生からスマートフォンやタブレットなどの端末を使用している現状から、子どもの実態や発達段階に応じた情報モラル教育の充実が必要不可欠である。学校・家庭・地域における情報モラル教育の充実について追記すべきである。	<p>御指摘の情報モラル教育は、本条で例示している「インターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図るための教育」に含まれると考えます。なお、「インターネットの適切な利用に関するリテラシー」について、【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p><b>「インターネットの適切な利用に関するリテラシー」</b></p> <p>これは、インターネットの利便性や危険性、基本的なマナー等を理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、また、インターネット上のトラブルを回避して、インターネットを適切に利用する能力のことです。</p>
94	第24条（災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等）	見出しが冗長なので、「災害等の発生時における人権侵害行為の防止等」としてはどうか。	御意見を踏まえ、第24条の見出しを「災害等の発生時における人権侵害行為の防止等」に修正します。
95	第24条（災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等）	【解説】2「必要な措置」における「人権侵害行為等」という表記について、「人権侵害行為」という表記に統一するとよいのではないか。ただし、「等」に何か別のことの表現が含まれている場合は、このままでよいとも考えられる。	【解説】2における「人権侵害行為等」の「等」は、直接的な行為者のいない人権問題として、災害等の影響による健康上や生活上の支障などを想定したものです。その趣旨が明確になるよう、【解説】2における「人権侵害行為等やそれを防止するための取組」を「人権侵害行為やその他の人権問題、それらを防止するための取組」に修正するとともに、「人権侵害行為等を」を「人権侵害行為やその他の人権問題を」に修正します。

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
96	第 25 条（三重県人権施策審議会）	県人権施策審議会の委員について、「人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する」とあるが、委員選考から選出までの過程を透明化する手立てについて触れられていない。学識経験といっても立場や考え方は様々であり、バランスのとれた選出が保障されるのか甚だ疑問である。透明化された選出のしくみづくりを求めたい。	審議会については、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の枠組みを基本的に踏襲しており、これまでと同様、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が適切に委員を任命されるものと考えています。また、委員の人選を含め、審議会が適切に運営されるよう、本委員会の委員としても監視・評価に努めてまいります。
97	第 25 条（三重県人権施策審議会）	<p>本条第 2 項について、次のように、下線部のとおり加筆・修正していただきたい。</p> <p>審議会は、人権施策に関する事項に関し、<u>必要な調査及び審議を行い、その結果を知事に報告し、又は意見を具申（または答申）することができる。</u></p>	<p>審議会の役割については、第 25 条第 1 項において「人権施策基本方針その他人権施策について調査審議する」ことを規定し、同条第 2 項において「人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる」と規定しており、御指摘の趣旨は、既に反映されていると考えます。</p> <p>なお、知事からの諮問に係る調査審議については、当然にその結果の知事への報告が行われることになると考えられますので、第 1 項・第 2 項関係の【解説】 1において、その旨を追記します。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
98	第 25 条（三重県人権施策審議会）	<p>第 1 項・第 2 項関係の【解説】1について</p> <p>三重県人権施策審議会の役割について、「人権施策方針その他人権施策についての調査審議」及び「人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができること」が規定されている。しかし、課題の解決にむけた調査・検討、調査結果の周知等について触れられていない。そのため、PDCA の視点を取り入れ、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第 33 条にならい、「事項の処理の結果明らかになった課題を解決するための方策について調査研究を行うこと」「当該差別事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知すること」を追記すべきである。</p>	<p>相談や紛争解決の仕組みの中で明らかになった差別事案等の課題の人権施策への反映やそれらの処理状況の検証についても、審議会の役割に含まれ得るものであり、その点をより明確にするため、【解説】1における「人権施策の実施状況に関する評価的な取組も含まれます」を「相談や紛争解決体制における処理状況を含む人権施策の実施状況に関する評価・検証的な取組も含まれます」と修正するとともに、「差別事案の事例の人権施策への反映に向けた議論など、審議会の調査審議の内容にも変化が生じることが想定されます」を「差別事案の事例を踏まえた課題の人権施策への反映に向けた議論など、不当な差別等の解消に向けて審議会の調査審議の内容もより充実・深化されていくことが望まれます」と修正します。</p> <p>なお、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第 33 条に規定されている「三重県障がい者差別解消支援協議会」は、「障害者差別解消推進法」に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置される機関であり、包括的な役割を有する本条例の審議会とは性格が異なる部分があるため、「三重県障がい者差別解消支援協議会」のような役割をどこまで本条例の審議会が担うこととするかは、運用の中で適切に検討していくことが必要と考えます。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	本委員会の考え方（案）
99	附則	条例成立後の4年毎の見直し項目は削除していただきたい。今は罰則ではなく、独立した第三者委員会と違反者は注意勧告である程度弱いが、その後の条例改正によって小さく生んで大きく育てて重い罰則がつく懸念がある。そこを削除し引き続き慎重な議論を要望する。	<p>条例施行後おおむね4年ごとの検討について規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、不当な差別などの人権問題を巡る状況の変化等により、条例に基づく施策等に影響を与えることが想定されるので、そのような状況の変化等を勘案し、条例の規定について定期的に検討を行うようにするため、このような検討規定を設けるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、本規定に基づく条例の検討は、罰則の導入等の結論ありきのものではなく、あくまでその時点での人権問題を巡る状況の変化を踏まえ、条例の改正の必要性等を判断するものです。</p>
100	その他	北川委員長の名前が書かれているが、4月の市長選挙に出馬予定で議員辞職する人の名前は非常に残念である。副委員長や議長名にするべきであった。議員定数の件で三重県議会の信用はなくなった。5月の役選前に市長選挙等で議員辞職が予想されるような議員は委員長等にさせないようにしていただきたい。	御意見は、北川前委員長にお伝えするとともに、委員間で共有いたします。